

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和 7 年 6 月 5 日）掲載

○ 所在不明な名義人がいる場合の認可地縁団体の財産管理手続について知りたい

【問】

地区の集会所等が約 20 名の共有名義となっており、財産管理のトラブル防止のため、認可地縁団体の申請を検討しているが、当時の登記名義人の所在が不明であり、困難が予想される。手続について知りたい。

【回答】

相談を受けた市町村在住の行政相談委員が役場担当課に照会したところ、地方自治法の規定により、認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人の全てがこの団体の構成員であり、一部の名義人や相続人の所在が分からないなどの 4 つの要件を満たし、その要件を明らかにできる書類を提出して市町村が一定の手続を経て証明書を発行することにより、登記申請ができる特例があるとの説明を受けました。

相談者には、まず自治会総会で承認を受け、市町村に地縁団体の認可申請を行って、認可されれば法人格が取得できるので、その上で登記申請を行ってはと助言し、詳しくは役場で説明を受けるよう教示しました。